(注)
1　申請者が代理人である場合には、焼却埋却費交付金の交付の申請及び受領に関する権限の委任を受けたことを証明する委任状を申請書に添付すること。
2　同一の家畜の種類については、番号欄に様式第３号又は様式第４号の番号と同一の番号を付すこと。

様式第６号（第４条関係）

飼　料　費　等　証　明　書

年　　月　　日

○○県（都道府）知事　氏　　名㊞

家畜伝染病予防法施行令第10条第４項及び家畜伝染病予防法施行規則第64条の規定による飼料費その他の家畜の飼養に要した費用の額は、下記のとおりであることを証明する。

記

番　号	家畜の種類	殺命令月日 殺（死亡）月日	所　要　額		所有者		備　考
					住　所	氏　名	
			円	内　訳			
計			円				

(注)
1　番号は、家畜の種類別に毎年４月１日から翌年３月31日までの一連番号によって家畜各個に付すこと。
2　所要額の内訳欄には、例えば、「飼料費、敷料費、光熱水料及び動力費、その他の諸材料費」のように、当該家畜の飼養に要した費用の内訳を記載すること。
3　所要額については、その内訳ごとの額及びその算定根拠を記載した資料を添付すること。

別記様式第１号の次に次の１様式を加える。

様式第２号（第３条関係）

指定家畜補償金等交付申請書

年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

住　所

氏　名㊞（申請者が代理人である場合には何某ほか何名代理人氏名　　㊞）

へい殺畜等手当金等交付規程第３条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

番　号	家畜の種類	補償金申請額（法第60条の２第１項）	焼却埋却費交付金申請額（法第60条の２第２項）	飼料費等交付金申請額（令第10条第４項）	合計額	備　考
		円	円	円	円	
計		円	円	円	円	

(注)
1　申請者が代理人である場合には、補償金、焼却埋却費交付金又は飼料費等交付金の交付の申請及び受領に関する権限の委任を受けたことを証明する委任状を申請書に添付すること。
2　同一の家畜の種類については、番号欄に様式第４号から様式第８号まで、様式第12号及び様式第15号の番号と同一の番号を付すこと。
3　飼料費等交付金申請額欄には、飼料費その他の当該家畜の飼養に要した費用の額を記載すること。
4　補償金の交付を申請しない場合には補償金申請額欄に、焼却埋却費交付金の交付を申請しない場合には焼却埋却費交付金申請額欄に、飼料費等交付金の交付を申請しない場合には飼料費等交付金申請額欄に、それぞれ斜線を付すこと。
5　既に補償金の概算払及び焼却埋却費交付金の交付を受けた場合には、焼却埋却費交付金申請額欄に斜線を付すこと。

附　則

1　この告示は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。

2　この告示の施行前にこの告示による改正前のへい殺畜等手当金等交付規程（以下「旧規程」という。）の規定によりされた旧規程第一条に規定する手当金等の交付及び概算払の申請（平成二十三年四月二十二日農林水産省告示第八百四十一号（以下「改正告示」という。）附則第三項の規定により、旧規程の規定の例によりされた同条に規定する手当金等の交付及び概算払の申請とみなされた改正告示による改正前のへい殺畜等手当金及びへい殺畜等焼却埋却賞交付金交付規程第一条に規定する手当金の交付及び概算払の申請を含む。）並びに旧規程第一条に規定する交付金の交付の申請については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第六百七十号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年六月二十三日　　国土交通大臣　大畠　章宏

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

十六　「燃料電池自動車」とは、水素と酸素を化学反応させることにより直接に電気を発生させる装置を備え、かつ、その電力により作動する原動機を有する自動車をいう。

第十三条第二項中「別添６「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」」を「協定規則第12号の技術的な要件（同規則第４改訂版の規則5.（5.5.を除く。）及び6.に限る。以下第91条において同じ。）に定める基準」に改める。

第二十一条第二項中「別添110「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」」を「協定規則第100号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.に限る。以下第99条において同じ。）」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　保安基準第17条の２第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8ｔを超える自動車を除く。）については、別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3.に定める基準とする。

二　自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量が2.5ｔを超える自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、協定規則第94号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則5.2.8.に限る。以下第99条において同じ。）に定める基準とする。